

令和2年度 市民後見人養成講座

市民後見活動の実際 (サポート体制)

弁護士法人  龍馬

弁護士 小此木 清

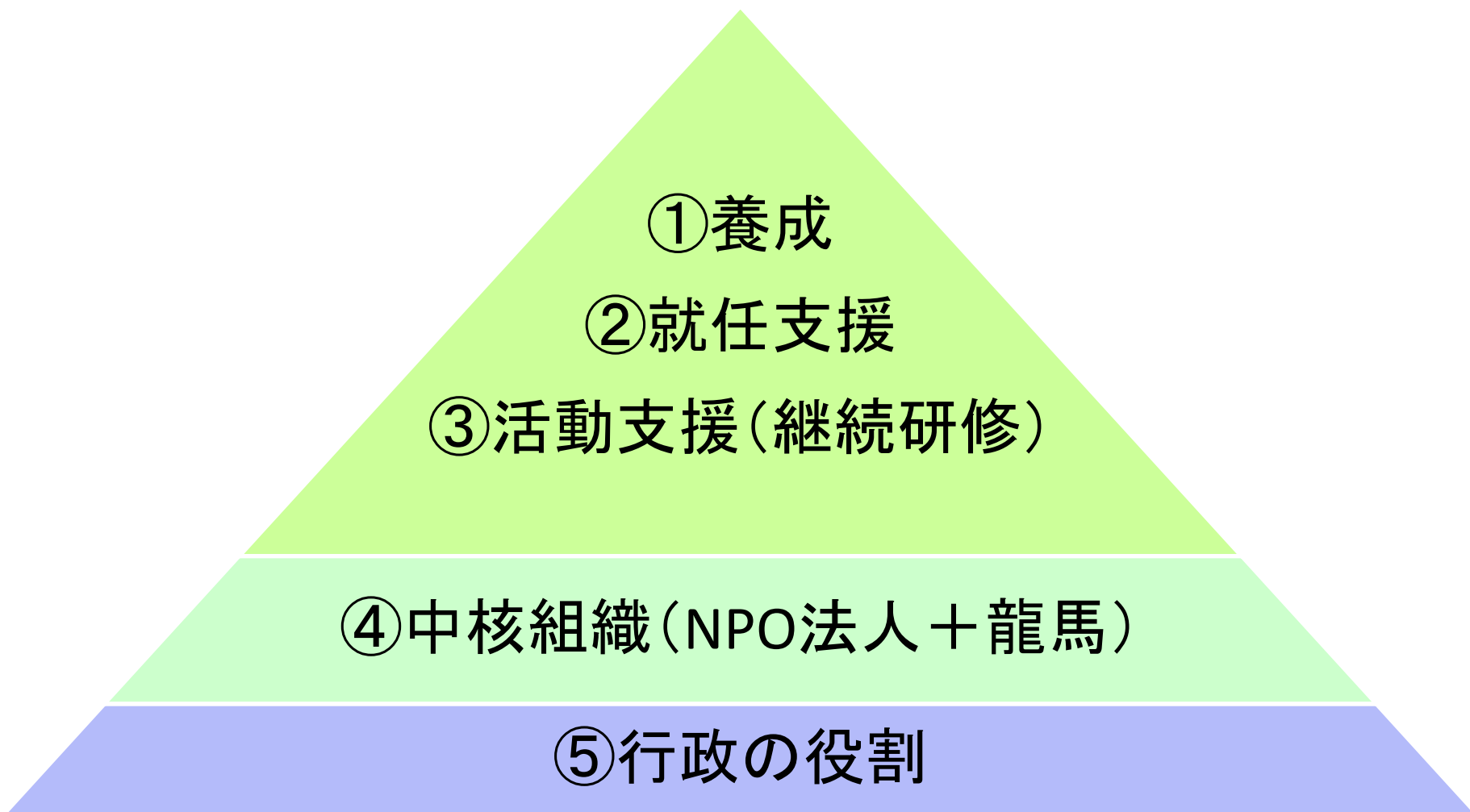
目次

- 第1 市民後見人制度推進のために
- 第2 高崎市の市民後見を支えるしくみ
- 第3 市民後見人養成講座から同支援内容
 - 1 成年後見制度についての講習
 - 2 養成後の市民後見人候補者について
 - 3 市民後見人の選任
 - 4 受任調整の基準
 - 5 市民後見人の活動支援
 - 6 市民後見人の活動の留意点
 - 7 高崎市市民後見人養成講座を
受講修了者した「人財」活用のために

第1 市民後見人制度推進のために

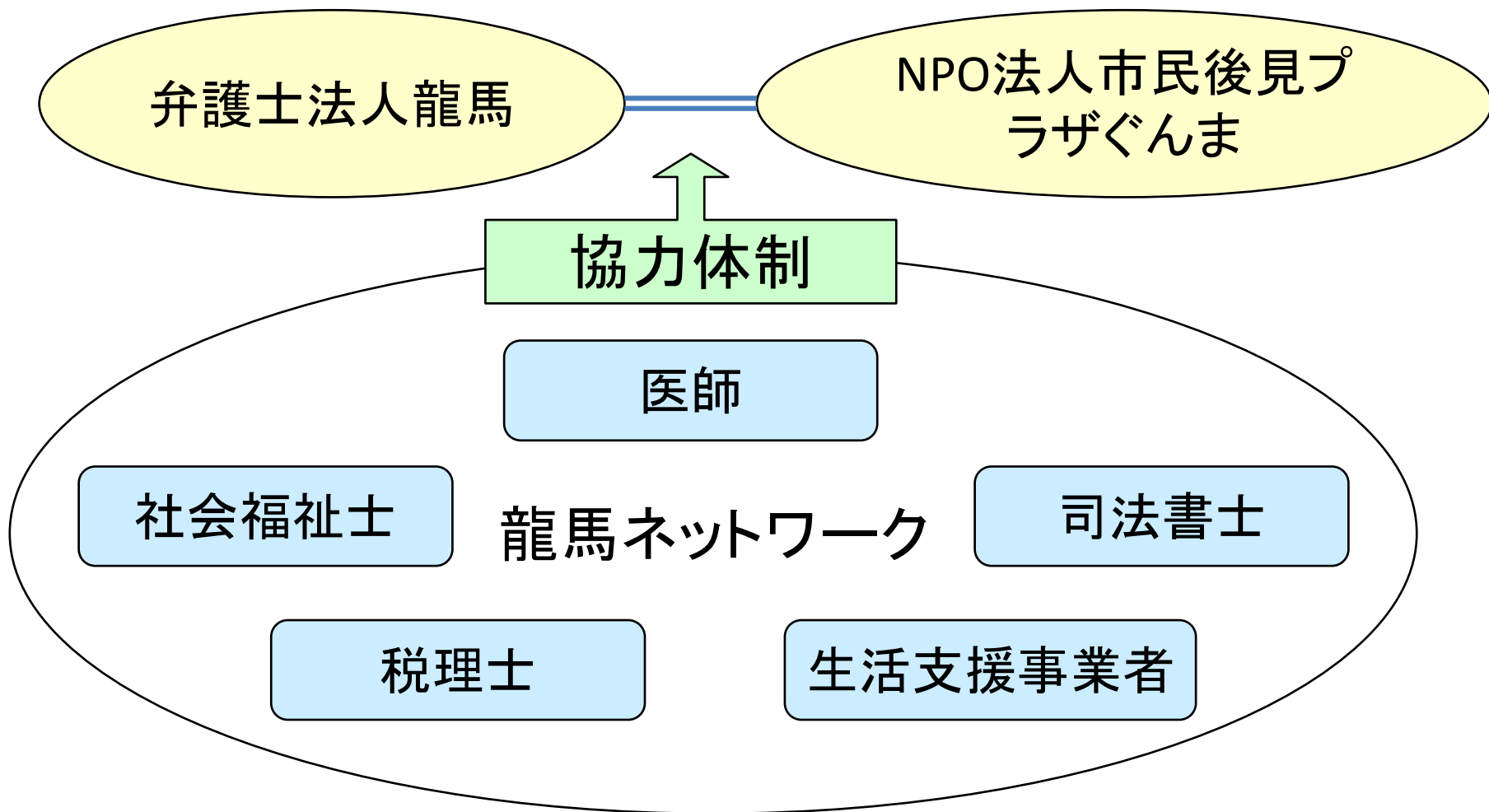
- 国及び地方公共団体は,
 公費負担の下で, 一貫体制を構築すべき。
- ①**公的責任**の下での市民後見人制度整備
- ②中核拠点設置による養成・支援・監督など
 一貫した組織的支援体制の整備
- ③市民後見人養成における**研修内容**の充実
- ④中核拠点における**専門職との連携**の必要性
- ⑤市民後見人の積極的役割,
 及び地域社会への制度の**啓発活動**
- ⑥**成年後見ネットワーク構築**
 及び地域権利援護システムの確立

第2 高崎市の市民後見を支える仕組み



(老人福祉法32の2)

市民後見人支援 ～中核拠点を目指して～



龍馬の活動

～市民後見人のバックボーン～

認知症になる前に

- 事前指示書
- ホームロイヤー契約
- 財産管理契約
- 任意後見契約
- 遺言

会社を守る

老後資金確保

- 遺言信託・事業承継
- リバースモーゲージ

相続法の仕組み

争族を防ぐ知識

- 相続
- 遺産相続

高齢者を守る仕組み

- 消費者被害
- 虐待対応
- 成年後見



第3 市民後見人養成講座から同支援内容

市民後見人養成の流れ

- ①養成講座受講者募集
- ②講座(基礎・実践)受講
- ③講座受講終了後, 登録者選考委員会を経て,
市民後見人バンク登録
- ④登録者の活動(研修)と受任調整
- ⑤市民後見人の選任

1 成年後見制度についての講習

科目	内容
1 市民後見について	市民後見人の役割・地域福祉・権利擁護の理念
2 成年後見制度	法の理念と制度内容, 後見事務について
3 高齢者問題	群馬県における人権問題など
4 法定後見の申立の流れ	申立から後見等開始までの流れ
5 福祉サービスと社会資源	関連福祉サービス, 関係機関との連携
6 対象者の理解	認知症, 知的障害, 精神障害についての理解
7 後見人の職務(1)	身上監護, 財産管理等具体的な業務
8 後見人の職務(2)	後見人から学ぶ(体験に基づく話など)
9 まとめ	事例検討(グループワーク)・次期の実務講習

2 養成後の市民後見人候補者について

「市民後見人バンクへの登録」

- 養成講座(基礎・実践)修了者に対し、登録者選考委員会が判断。

(弁護士, 社会福祉士の専門職)

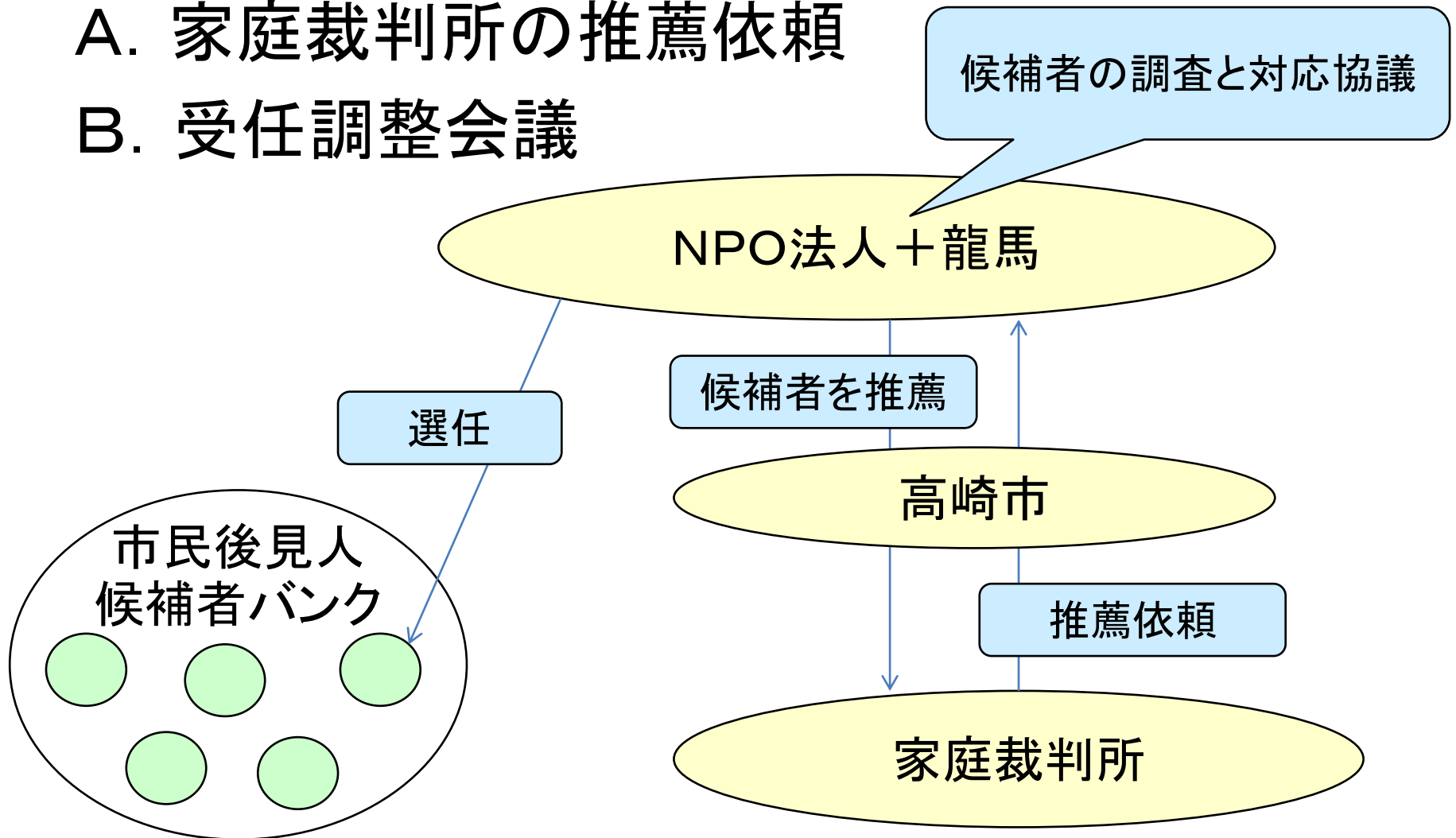
「登録者の活動」

- ①研修(地域における実務講習)
- ②事例報告・検討会
- ③専門職からの助言
- ④事例発表会と登録者・受任者との間での
後見活動に対する意見や質問

3 市民後見人の選任

A. 家庭裁判所の推薦依頼

B. 受任調整会議



4 市民後見人受任調整の基準

ア 受任可能な事案

- ①複雑な法律関係や紛争が絡まない
- ②本人の家族や親族等，本人を養護する者の存在がない

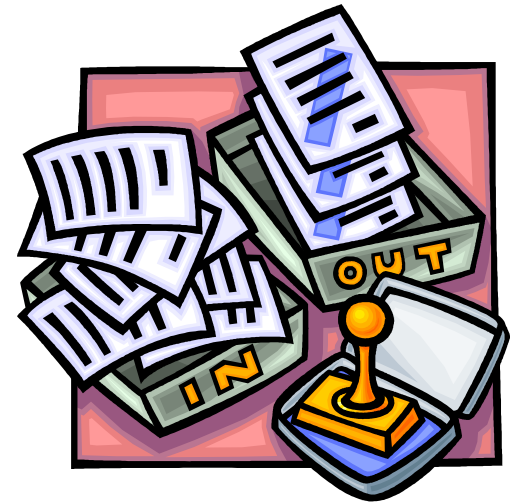
イ 受任不適切事案

- ①本人に対する家族や養護者からの虐待や第三者の権利侵害などの対応が予定されている
- ②家族，親族同士が係争関係
- ③多額の財産管理や不動産収入等の管理が予定されている
- ④不動産等の処分が予定されている
- ⑤相続手続等，専門的な知識を要する法律行為が予定されている，など

5 市民後見人の活動支援

1. 選任直後の活動への支援

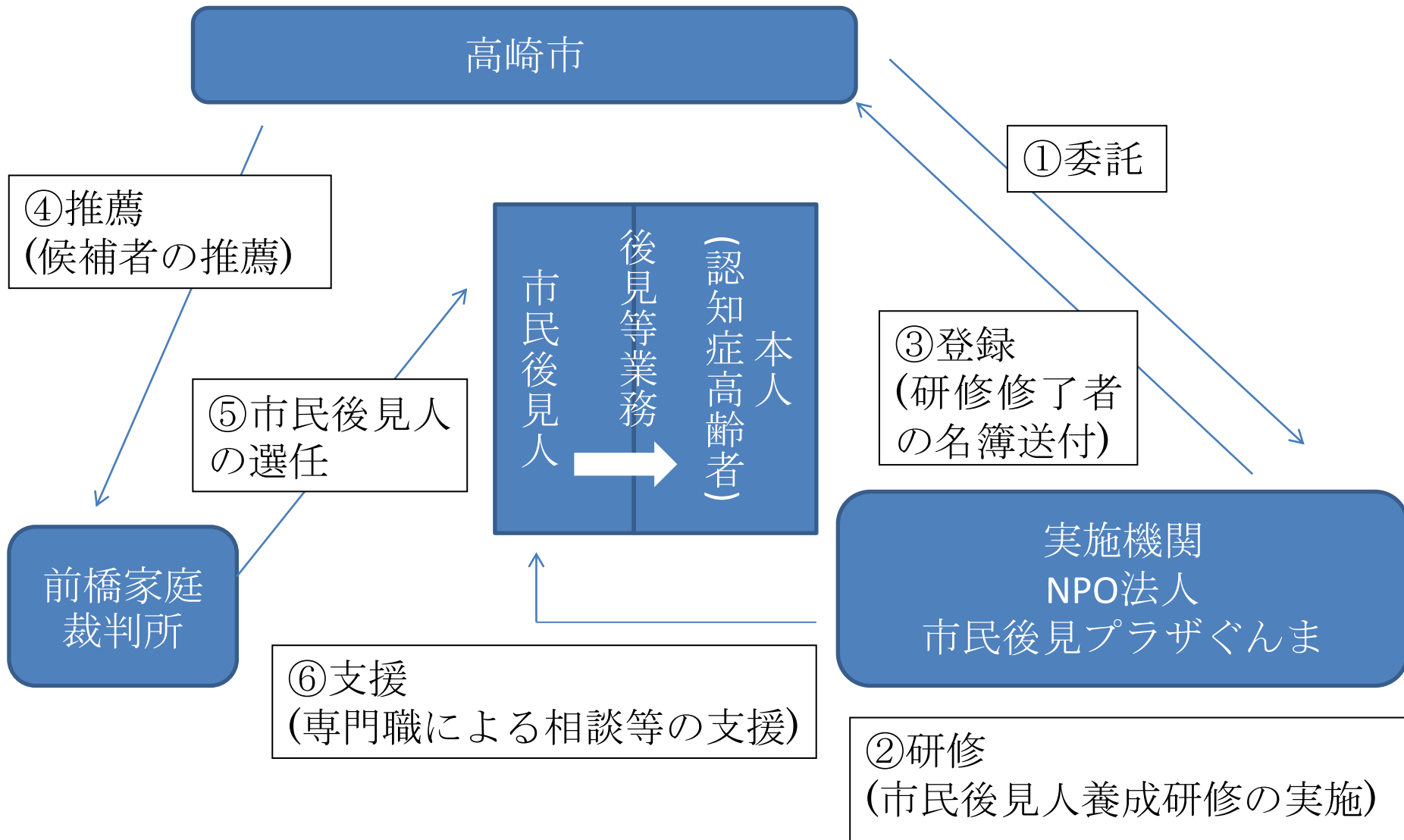
- ① 財産目録の作成等
- ② 家庭裁判所への報告



専門職の相談・サポート

2. 後見活動へのリスクの対応 ～損害賠償責任保険～

市民後見人活用図



市民後見人の受任方式

いわゆる2段ロケット方式を採用することも検討課題です。

市民と専門職が複数後見で受任し、一年後、後見業務が安定した時点で専門職が辞任し、その後は市民が単独で活動を続けるというパターンである。市民が単独で受任することを目標に専門職が伴走的に支援できるメリットがあり、その場合、双方にその意識をもって取り組むことが求められます。

6 市民後見人の活動の留意点

Q1 本人の利益を擁護していますか？

Q2 本人の意思を尊重していますか？

Q3 財産管理だけになっていませんか？

Q4 後見人の権限を理解していますか？

Q5 本人と適度な距離を置いていますか？

Q6 外部から執務の公正に対する疑惑・不信を招いていませんか？



A1 家族や第三者のためではなく、**本人の最善の利益**へと導くために後見活動。

A2 市民後見人の主観的な価値観や一面的な判断に基づく後見活動を厳に慎みます。

A3 **身上監護(生活全般への関わり)**を重視し、本人の病状や環境の変化を見逃さないように見守り、虐待の防止、福祉・施設サービス等の改善要求にも努めます。

A4 一身専属的な行為、事実行為(法律行為に付随する事実行為や見守りを除く)などは、後見人の仕事には含まれません。

A5 本人との適度な距離感を保ちます。

A6 **法令遵守や個人情報**の保護に努め、後見人に選任されれば、「公的な立場」になることを自覚します。

快適に老いる

多角的視点

人と人とのつながり

終末期

時間

経営

医療

介護事業者側

権利擁護

後見人

高齢者

倫理

情

家族

財産

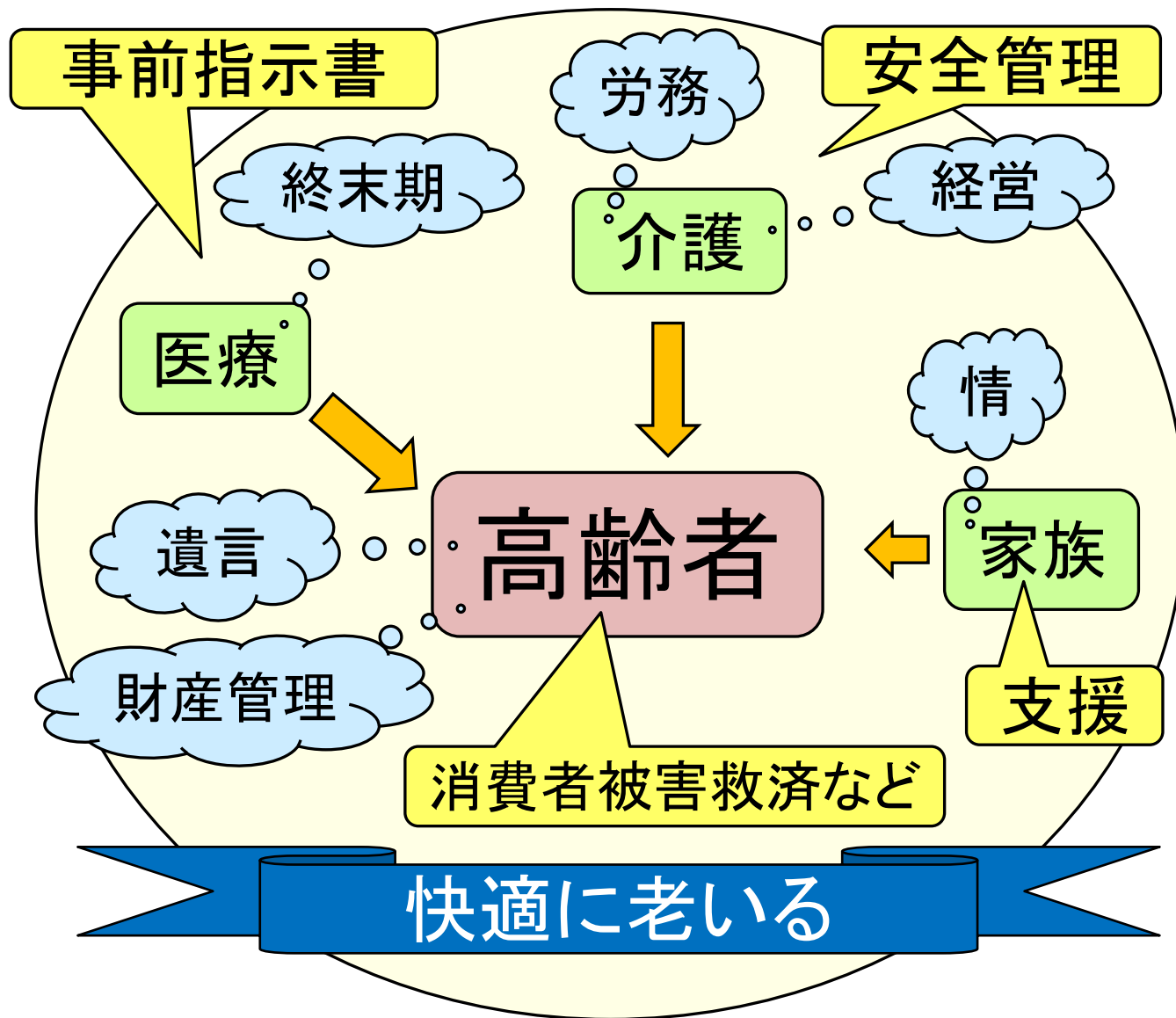
介護保険

コストの問題

市町村(行政)

家裁

関係者がストレスを持たないために



7 高崎市市民後見人養成講座を受講修了者した「人財」活用のために

- (a) 市民後見人候補者として登録
- (b) 法人後見専門員候補者として登録
- (c) 生活支援員候補者（高崎市社会福祉協議会の日常生活支援事業）